

大阪市舞洲障がい者スポーツセンターで使用するガス調達

ガス供給仕様書

1 概要

- (1) 需要場所 大阪市舞洲障がい者スポーツセンター（大阪市此花区北港白津 2-1-46）
(2) 用途 低圧、中圧系統（空調系統、ボイラ系統）

2. ガスの概要

- (1) ガスの種類 都市ガス 13A
(2) 供給熱量 標準熱量 45 MJ/Nm³
(3) 供給圧力 中圧および低圧
(4) ガス供給地点

| 供給地点特定番号 | 引込管圧力 | メーター型式・号数 | メーター番号 | 負荷計測器 | メーター設置場所 |
|---------------------|-------|-----------|--------|-------|----------|
| 33-15-392-01-8000-5 | 中圧 | CR350 | 0168 | 有 | 地下1階 |
| 33-15-392-01-8010-4 | 低圧 | M100GP | 5064 | 有 | 同上 |
| 33-15-392-01-8015-3 | 低圧 | M100GP | 0575 | 有 | 同上 |
| 33-15-392-01-8020-3 | 低圧 | M100GP | 4675 | 有 | 同上 |
| 33-15-392-01-8040-1 | 低圧 | M30GP | 5568 | 有 | 同上 |

3. 使用条件の概要

- (1) 契約最大使用量： 172 m³N/h
(契約で定める1年間を通じた1時間当たりの最大の使用量をいう)
- (2) 契約年間使用量： 312,504 m³
(契約で定める1年間の契約月別使用量の合計量をいう)
- (3) 契約年間引取量： 218,752 m³
(契約で定める甲が1年間において最低引き取らなければならないガス量をいう)
- (4) 契約最大需要期使用量： 149,983 m³
(本契約期間の12月から翌3月(4箇月間)における合計使用量をいう)
- (5) 予定月別使用量は、別表による。
- (6) 契約年間最高使用量： 406,255 m³
(契約期間の最高ガス使用量(ガス使用量の上限)をいう)

4. 供給期間

令和7年9月検針日の翌日から 令和8年9月検針日まで（1年間）

5. ガス料金の算定基準

- (1) 入札時原料費料金単価の算定にあたっては、財務省貿易統計の令和5年8月から令和6年7月までの公表値の平均原料価格（LNG 94,038 円/t、LPG 92,374 円/t）を用いて算出すること。
また、石油石炭税等租税課金はLNG 1,860 円/t、LPG 1,860 円/tを用いて算出すること。

なお、経済産業省資源エネルギー庁が実施する「電気・ガス価格激変緩和対策」及び「酷暑乗り切り緊急支援」等の値引きは含まないものとする。

- (2) 託送供給料金単価は、当該一般ガス導管事業者が定める託送供給約款によるものとする。
- (3) ガス料金には消費税等相当額を料金に反映させるものとする。

6. ガス料金原料費調整

- (1) 受注者は、毎月のガス料金を算定するにあたり、入札時の原料費に変動が生じた場合は、供給条件（本契約書第1条の2に規定する供給条件をいう。以下同じ。）に定めるところにより、原料費料金単価の調整を行い、ガス料金を算定することができる。
- (2) 原料費料金の単価調整とは、入札時に算出される原料費と、請求時に算出された原料費との差額を、入札時の単価に増減して請求時の単価とすることを意味する。
- (3) 原料費料金の単価調整を行う場合、受注者は入札時と請求時の原料費料金単価算出の根拠資料を提出するものとする。

7. 契約最大需要期使用量の超過

本契約期間のうち、12月から翌3月（4か月間）における実績使用量が契約最大需要期使用量の105%を超過した場合、受注者は発注者に対し、供給条件により算出した精算額を請求することができる。

8. ガス料金の算定

ガス料金は、1か月（本契約書の第10条で定める期間）の使用量により算定する。

なお、入札時の契約年間使用量は予定使用量のため、契約期間中における毎月のガス使用量に応じて計算する。

9. ガスの安定供給

受注者は、大阪市舞洲障がい者スポーツセンターにおけるガスの安定供給をはからねばならない。ただし、以下の場合、ガスの供給を中止し、又はガスの使用を制限、若しくは中止の申し出ができる。

- (1) ガスの需要上やむを得ない場合
- (2) 一般ガス導管事業者及びガス供給会社のガス供給設備に故障が生じ、又は生じるおそれがある場合
- (3) 一般ガス導管事業者及びガス供給会社のガス供給設備の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合
- (4) 天災地変等の場合
- (5) その他保安上必要がある場合

10. ガス使用の測定方法

- (1) 一般ガス導管事業者が設置した取引用ガスメータにより毎月検針を行うものとする。
- (2) 月ごとの使用期間は、本契約書の第10条で定める期間とする。

1 1. ガス供給設備の財産分界点

敷地境界線とする。

1 2. 保安業務及びメンテナンス業務

- (1) 受注者および一般ガス導管事業者は、発注者に内管の保守に関する連絡先を伝達すること。
- (2) 従来の保安レベルを担保するため、受注者は一般ガス導管事業者が実施する点検作業等に協力すること。
- (3) 受注者は、ガス消費機器について、ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)、政省令に定める保守責任を負うものとする。

1 3. 緊急時の対応

- (1) 受注者は、緊急対応が発生した際は、臨時供給体制の確保等、一般ガス導管事業者に積極的に協力し、速やかかつ適切に対応すること。
- (2) 受注者は、災害時の臨時供給における設備を保有し、体制を整えていること。

1 4. その他

- (1) 入札書に記載する金額には、本契約におけるガスの供給に必要な費用を全て含めること。なお、契約締結時(契約書作成時)には供給申込書に記載した金額の算定根拠となった単価を契約書別紙 1「ガス料金内訳書」に記載すること。
- (2) 本仕様に定めのない事項については、受注者の定める供給条件等によるものとし、供給条件等に定めのない事項については、発注者および受注者間の協議により定めることとする。
- (3) 発注者が大阪市から指定管理者の指定を受けることが出来ないとき、または、指定を取り消されたとき、契約は解除となる。

1 5. 担当

大阪市舞洲障がい者スポーツセンター 入札係 <担当：小椋(をぐら)>

〒554-0041 大阪市此花区北港白津 2-1-46

電話：06-6465-8200 / FAX：06-6465-8207 / E-mail： nma2401@fukspo.org

以上

○ ガス使用実績 および予定使用量

| 大阪市舞洲障がい者スポーツセンター | | | |
|-------------------|-----|------------------------|----------------------|
| 年 | 検針月 | 最大使用量(m ³) | 使用量(m ³) |
| 令和6年 | 1月 | 124.00 | 42,172 |
| | 2月 | 122.00 | 40,918 |
| | 3月 | 117.00 | 41,125 |
| | 4月 | 149.00 | 32,875 |
| | 5月 | 109.00 | 23,959 |
| | 6月 | 101.00 | 21,878 |
| | 7月 | 101.00 | 12,674 |
| | 8月 | 71.00 | 11,149 |
| | 9月 | 111.00 | 19,270 |
| | 10月 | 61.00 | 12,594 |
| | 11月 | 89.00 | 28,122 |
| | 12月 | 109.00 | 25,768 |
| | 計 | | 312,504 |